

平成22年10月18日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月8日から平成22年10月14日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/10/18)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年10月8日～10月14日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	53	0	0	0	53
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	11	0	1	0	12
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	64	0	1	0	65

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	65

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年10月8日～10月14日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	53件	0件	0件	0件	53件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	53件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年10月8日～10月14日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	11件	0件	1件	0件	12件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	12件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	地方自治体のご担当者から、特別養護老人ホームの福祉避難所について、会議室や共用リビング等の空きスペースを避難場所として使用することは、特養の最低基準に抵触することはないかとのご質問をいただきました。		特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準上、使用を妨げる条文が規定されていないことから、当該基準省令には違反しない旨回答いたしました。
2	地方自治体のご担当者から、特別養護老人ホームとデイサービスセンターが併設している場合で、管理栄養士1名がそれぞれの施設で兼務している場合、特別養護老人ホームの栄養マネジメント加算を算定することは可能かとのご質問をいただきました。		平成17年10月改定Q&Aにより、特別養護老人ホームとデイサービスセンターが併設している場合は、算定可能である旨回答いたしました。また、介護保険施設同士が併設している場合は、1つの施設についてのみ算定可能であることを合わせて伝えました。
3	地方自治体のご担当者から、特定施設の夜間看護体制加算で、常勤の看護師を1名以上配置することが要件になっていますが、この常勤の看護職員が欠勤した場合の加算の算定の取扱についてどのようなのかご質問をいただきました。		常勤の看護師の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り常勤の看護師として勤務したものと扱われます。また、この休暇等につきましては欠勤の場合も含まれる旨回答いたしました。
4	訪問リハビリテーションの算定の際に、他の医療機関の医師から情報提供を受けた場合は、訪問リハビリテーションを実施する事業所において医師の指示は必要ないのかとのご照会をいただきました。		必要である旨説明いたしました。
5	サービス提供体制強化加算において職員の割合を計算する場合、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いるのかとのご照会をいただきました。		原則として前年度の実績を計算することとしているが、前年度の実績が6月に満たない事業所については、ご指摘の計算方法を用いる旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。